

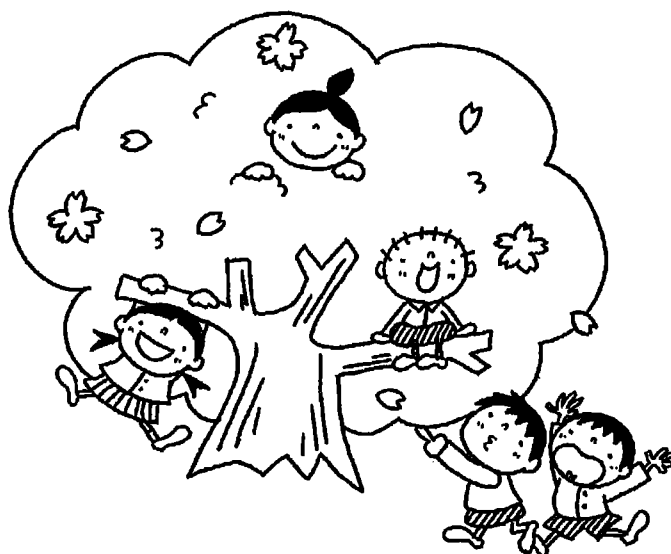
保存版

令和6年度

園のしおり

(重要事項説明書)

健康で生き生きと
あそぶ子ども



練馬区立下石神井第三保育園

(運営業務委託：社会福祉法人 国立保育会)

〒177-0042

所在地

練馬区下石神井 6-8-15

電話

03-3904-3061

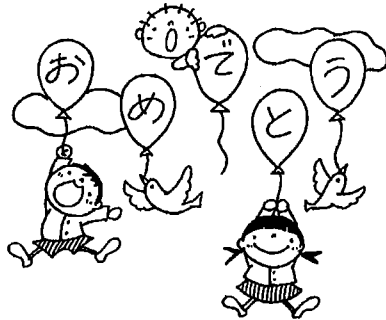
保護者の皆様へ

入園おめでとうございます。

これから、下石神井第三保育園での生活が始まるに当たり、保護者の方々の心配や不安を、少しでも解消できるよう、この『しおり』を用意しました。

わからないこと、疑問に思ったことは遠慮なくお申し出ください。

お子様たちが少しでも早く保育園に慣れて、楽しい一日を送れるよう、職員皆でお迎えします。



下石神井第三保育園職員一同

もくじ

園の概要	1
保育の特色	3
非常災害時について・防犯対策について	4
お願い事項	5
保育園で健康に過ごすために	7
保育園の給食について	12
練馬区立保育園における個人情報保護について	14
延長保育スポット利用について	17
ご意見・ご要望について	18
案内図	20
感染症届出書/登園許可証	

園 の 概 要

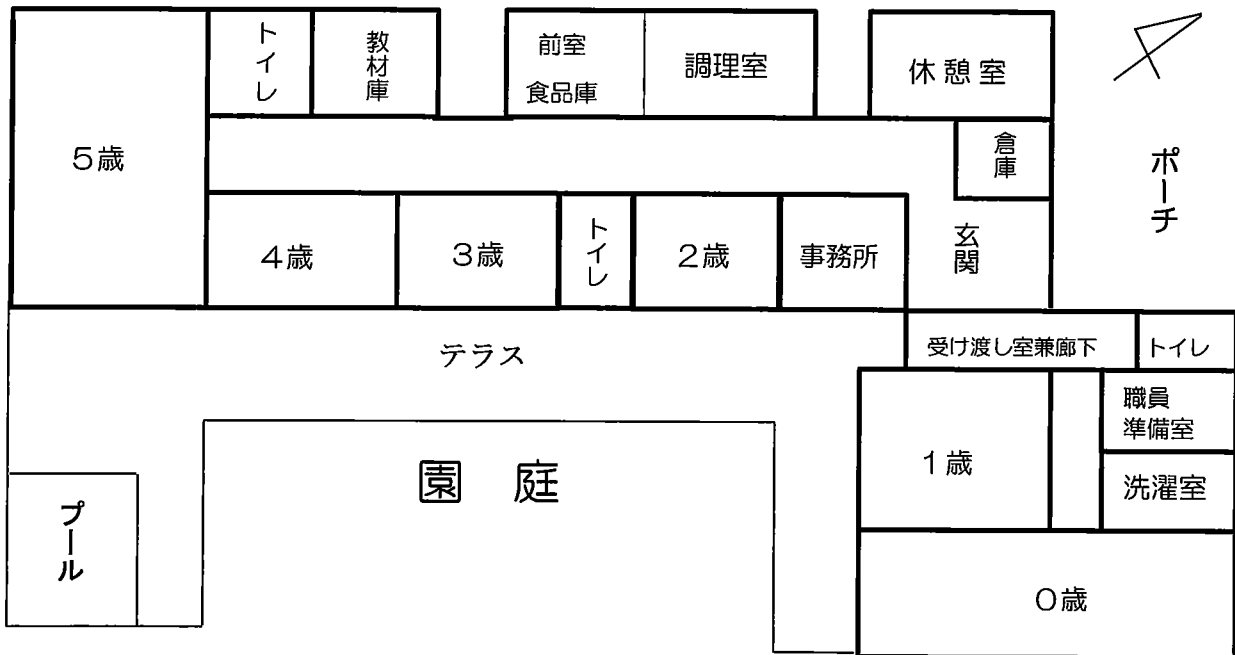
名称	練馬区立下石神井第三保育園
所在地	〒177-0042 練馬区下石神井6丁目8番15号
電話番号	03-3904-3061
設置者	練馬区
許可年月日	昭和54年5月
改修	平成26年3月
構造	鉄筋2階建の1階部分
敷地面積	2688平方メートル
延床面積	769平方メートル
併設状況	地区区民館・学童クラブ

園児定数(クラス編成、定数内訳)

年齢	クラス名	園児定数
0歳児	つぼみぐみ	13名
1歳児	たんぽぽぐみ	22名
2歳児	すみれぐみ	22名
3歳児	ちゅうりっぷぐみ	25名
4歳児	きくぐみ	25名
5歳児	ゆりぐみ	25名

職員数(内訳)

職種	人数	職種	人数
園長	1名	調理員	2名
副園長	1名	用務	1名
保育士	24名	嘱託医	2名
看護師	1名	産業医	1名
栄養士	2名	その他	非常勤職員



保育理念

下石神井第三保育園は児童憲章・児童福祉法・子どもの権利条約に基づき入所する子どもの最善の利益とその福祉の積極的な増進を考慮して保育します。

保育目標

健康で生き生きと遊ぶ子ども

- よく遊び、よく食べ、よく眠る子ども
- のびのびと自分を表現できる子ども
- 自分で考え、行動できる子ども
- 思いやりのある子ども

保育の基本方針

- ◇ 養護及び教育を一体的に行い、子どもの心に寄り添う保育をし、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ◇ 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整え、楽しい生活と遊びを通して、成長発達を応援します。
- ◇ 職員は豊かな愛情と専門的知識・技術及び判断をもって、保育の向上に努めます。
- ◇ 家庭や地域の人々、他機関との連携を図り、安心して子育てができる地域の中心的役割を果たします。
- ◇ 地域の小・中・高校生等の受け入れを行い、次世代育成支援を行います。

下石神井第三保育園の事業案内

保育園事業

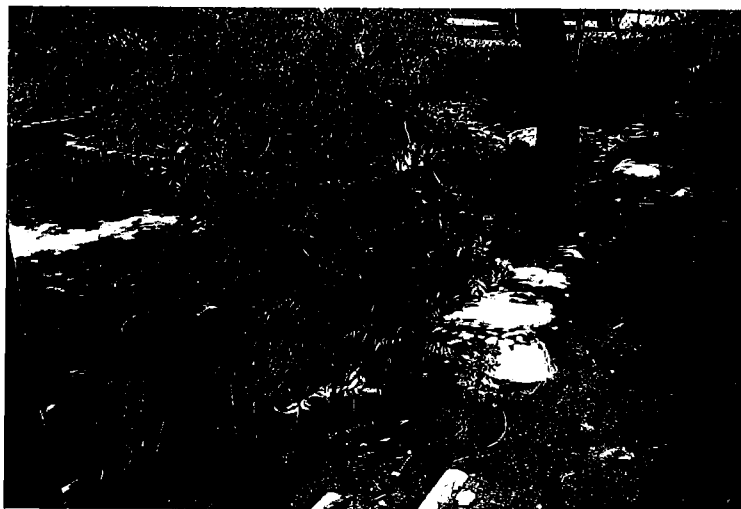
- ◇ 延長保育、0歳児11時間（8か月以上）保育、障害児11時間保育を実施しています
- ◇ 0歳児健診（毎月）
- ◇ 定期健康診断（年2回） 定期歯科健診（年2回）
- ◇ 非常災害訓練 不審者対応訓練
- ◇ 地域との連携を大切にしています
- ◇ 子育て支援（あそぼう会・ふれあい給食・園庭開放）
- ◇ 子育て相談
- ◇ 地区区民館との交流
- ◇ 高齢者との交流
- ◇ 地域の小学校、保育園、小規模保育園、幼稚園との交流

次世代育成支援

- ◇ 実習生、小中高生の体験学習、職場体験ボランティアの受け入れ

- ◇ 保育参加、参観はいつでもできます。
- ◇ 園便り、栄養便り、保健便り、毎月配信
- ◇ 保護者会や面談、連絡帳、日々便りやクラス便りの配信、すくすくカードを発行し、子どもたちの保育園の中での育ちなどについてお知らせしています。

保育の特色



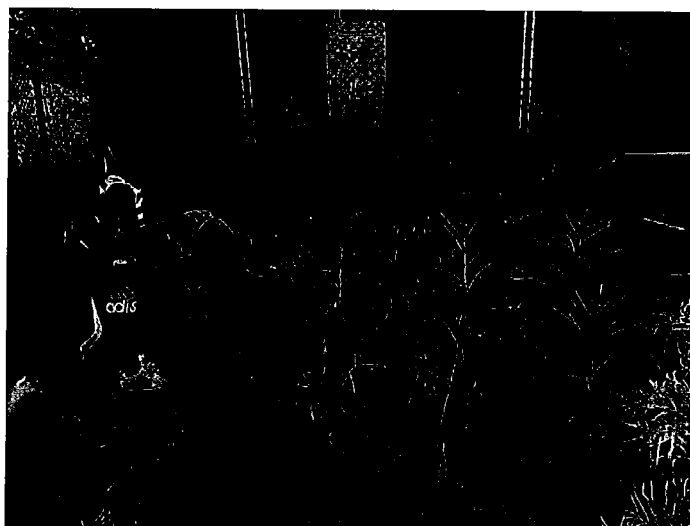
お外で遊ぼう！

全保育室が園庭に面しているため、各クラスのテラスからすぐに庭に出ることができます。庭を囲むように配置された土の斜面と緑の木々は、自然を感じながら遊ぶことのできる子どもたちのお気に入りの場所となっています。近隣には、河川敷や石神井公園があり、四季を感じながら子どもたちの成長、発達にふさわしい様々な体験をしています。

楽しんで食べよう！

園庭の小さな畑やプランターで野菜を栽培し収穫を体験しています。

日々の給食の食材を見たり、触れたり、皮むきを手伝うなどの食育活動も行っています。また、栄養士が食事のマナーや栄養についての食育指導を行い、『食』に関心をもてるよう働きかけています。



リズムで遊ぼう！

保育の中でリズム運動を取り入れています。裸足になり楽しみながら音楽に合わせて、這う・走る・止まる・跳ねるなど、発達に必要な動きをし、身体づくりをしています。リズム運動を楽しむ中で、考える力、自分で判断する力、集中する力も育てています。



非常災害時について

- 定期的に、火災・地震・風水害、防犯など色々な想定のもとに、(散歩先での避難、第二・第三避難場所への避難、不審者対応訓練など) 避難訓練を実施しています。
- 原則として園児は保育園にとどまります。被害の大きさや災害時の状況により、下記の避難場所へ避難します。
- 下記の場所に避難する時は、原則として保育園玄関に避難場所を掲示します。インターネットが使用できる状況の時は保育園連絡メールでもお知らせします。
- 緊急時園児引き渡し票にお名前が記載されている方に引き渡します。

保育園が指定している避難場所は

- ◇ 第一避難場所・・・練馬区立 下石神井第三保育園
- ◇ 第二避難場所・・・練馬区立 下石神井小学校
- ◇ 第三避難場所・・・練馬区立 石神井小学校

- 合同防災訓練や災害伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、保育園連絡メールの体験訓練を年数回行っていきます。ご参加ください。
(詳細については、子育てのてびきの「大地震にそなえて」黄色のページをご覧ください。)
- 保育園連絡メールの登録方法については、子育てのてびき P39～をご覧ください。

防犯対策について

- 練馬区では、園児の安全確保と園舎の防犯を目的として、全区立保育園に防犯カメラを設置しています。本園では玄関、園庭、調理室業者出入り口の3か所に設置されています。
- 玄関は5キーのオートロック式です。暗証番号は年3回変更しています。変更時期が近づきましたら保育園連絡メールにてお知らせいたします。(事務所にて、対面で新番号をお教えいたします。番号は申請された方以外には知らせないでください。)
- 年数回、不審者対応訓練を行っています。園内はもとより、散歩先での訓練を行ったり石神井警察の指導を受けて防犯対策を講じています。

お願い事項

① 登降園時間について

* 登園は9：15までにお願いします。

* お休みをする時、登園が遅れる時は9：15までにIGTに入力するか、お電話で連絡をしてください。連絡がない場合は、職場に確認の電話を入れさせていただきます。

* きょうだい関係の送迎は、大きいお子さんを先に預け、お迎えは小さいお子さんからお願いします。

* 送迎時は、感染症対策のため手洗いのご協力をお願いします。

② オートロックについて

* 終日、施錠しています。平日の登降園の際は、暗証番号を入力してください。オートロックが解除されます。(暗証番号は定期的に変更し、その都度お知らせしています。)

土曜日はインターフォンを押して、クラス名と園児名をお知らせください。(お顔も見せてください。) 確認しましたら、職員がオートロックを解除します。

* 門を出たらすぐ道路です。お子さんの飛び出しに注意してください。

③ 保護者の緊急連絡先について

* お子さんの体調等により、連絡をさせていただく場合があります。日中の連絡先が変わる場合(在宅勤務・出張・外回り・お休みの日等)はその都度お知らせください。

④ 避難靴・うわばきについて

0歳児(つぼみ組)・1歳児(たんぽぽ組)・2歳児(すみれ組)

* 登降園靴と園庭用の靴を用意していただきます。

(緊急時はおんぶ、または園庭用の靴を履いて、徒歩や避難車で避難します。)

3歳児(ちゅうりっぷ組)・4歳児(きく組)・5歳児(ゆり組)

* 登降園靴と園庭用の靴、上履きのご用意をお願いします。

(緊急時は基本的に上履きを履いたまま、徒歩で避難します。)



☆乳児クラス、幼児クラスとも避難時に使用しますので、運動靴での登園をお願いします。(サンダル、ブーツは×)

⑤ 駐車・駐輪について

* 車での登降園はできません。（保育園には駐車場がありません）

* 送迎時の自転車置き場は下図をご覧ください。

園舎玄関前には3台の自転車、スライド門扉の横には2台の自転車を置くことができますが、ポーチ部分は傾斜になっておりますので置かないでください。

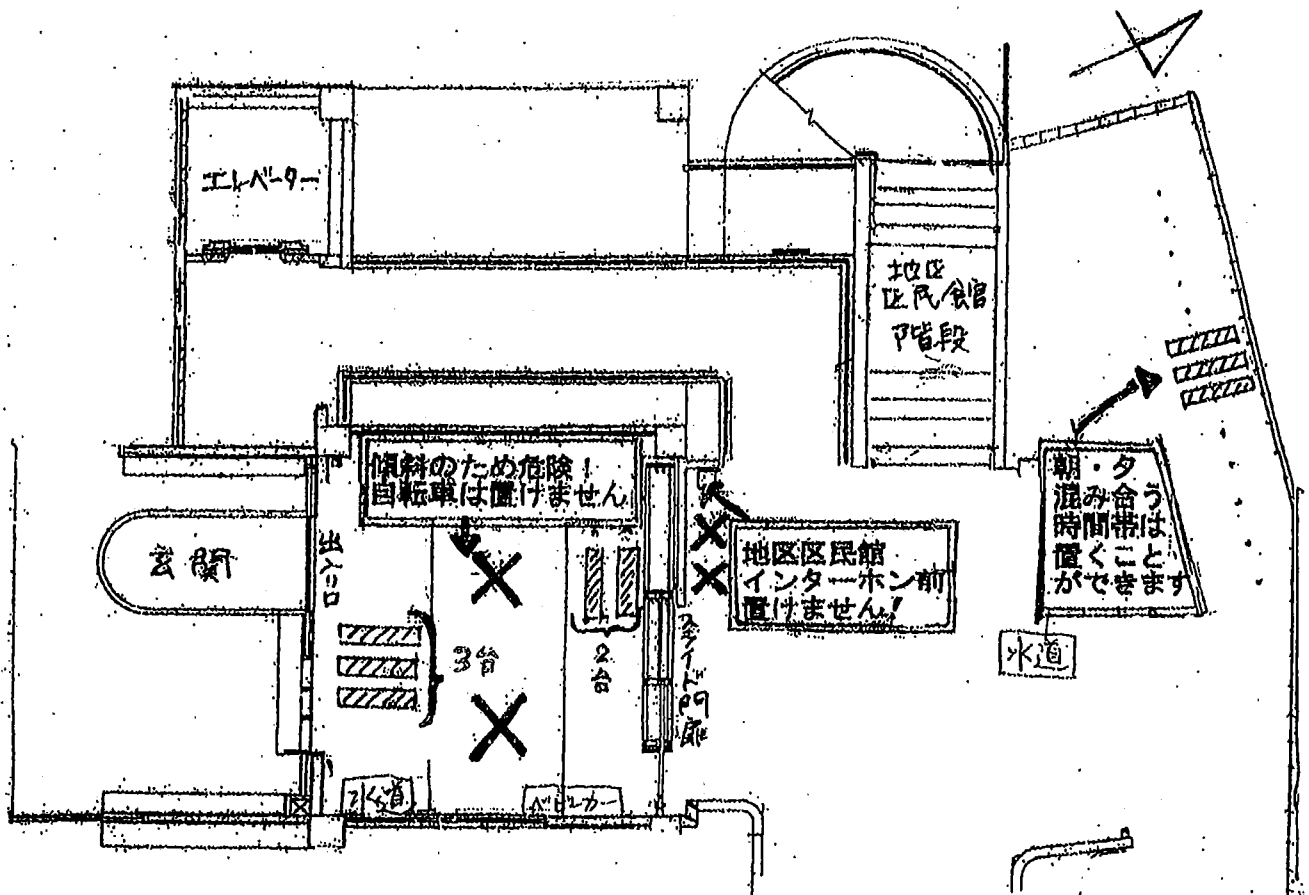
また、地区区民館インターフォン（エレベーターホール前）、点字ブロック上には自転車を置かないでください。登降園時の自転車が混み合う時間に限り、地区区民館自転車置き場に置くことができますのでご利用ください。

* 自転車のかごに、貴重品や荷物を置いたままにしないよう、お気を付けてください。

* 玄関スペースは狭くなっていますので、登降園の際はお子さんから目を離さず、自転車にお子さんを乗せたままにしないで、速やかにお入り、お帰りください。尚、地区区民館駐輪場の塀にはのぼらないようご注意下さい。

* お子さんの三輪車やストライダーに乗っての登園はご遠慮ください。

※ 送迎時の自転車置き場 見取り図



⑥ 持ち物の貸し出しについて

着替え用衣類など持ち物が不足しないよう、こまめに補充・点検をお願いします。万が一紙おむつ、紙パンツ、パンツが不足した場合は、衛生上新品をお貸しします。

パンツ

パンツはそのままご自分のものとしてご使用いただき、新品のパンツをご返却ください。貸し出しカードをお渡ししますので、返却の際はカードと一緒にクラス担任（朝夕保育時は当番職員）に手渡してください。

紙パンツ、紙おむつ

個人おむつをご利用の方は足りなくなったときには、園の紙パンツ、紙おむつをお貸しします。お貸しした枚数分の未使用の紙パンツ、紙おむつ（名前を記入していないもの）お返してください。おむつのサブスクの方は、貸出しや返却のご心配はいりません。

その他の衣類、タオル類など

その他衣類、タオル等が足りなくなった場合には保育園の物をお貸しします。洗濯をして速やかにお戻してください。

⑦ 土曜日の布団カバー掛けについて

* 布団カバーを掛けに来られる方は、15:00～17:00の間をお願いします。

（土曜日はインターフォン対応ですので「カバー掛けに来ました」とお伝えください）

⑧ その他

* 住所・勤務先・連絡先等の変更は速やかに、担任または事務所まで必ずお知らせください。

* すべての持ち物に必ず名前を記入してください。

* キッズビュー・保育園連絡メール・園内の掲示物・プリントには必ず目を通してください。

* 食べ物の制限のある方もいます。園の敷地内（駐輪場、ピロティも含む）には食べ物を持ち込まないで下さい。

MEMO

保育園で健康に過ごすために

1. 保健行事

《健康診断など》

実施内容	実施回数	通知の時期
身体計測	毎月計測(身長・体重)	計測の結果は毎月 ICT にてお知らせします。
定期健康診断	年2回(前期・後期)	健診後、お知らせします
定期歯科健診		
0歳児健診	毎月1回実施	基本、実施日当日に ICT にてお知らせします

《その他》

- ・ほけんだより(毎月配信)
- ・看護師による保健指導(幼児クラス)
(手洗い・うがい、歯みがき、生活リズムなど)
- ・歯科園医による歯科指導(5歳児対象・年1回)



2. 健康な毎日をおくるために

☆生活リズムを整えることは、健康な体づくりの基本です！
☆大人的生活習慣に合わせないようにしましょう

規則正しい生活



早寝・早起き、朝の排便

バランスの良い食事



朝ごはんはしっかりと

清潔習慣を身に着ける



毎日の入浴



歯みがき



手洗いうがい

衣類の調節

- ・子どもは汗っかき。
- ・大人より1枚少なめが基本です。



フードや飾りヒモがある服は引っかかり危険です

【おねがい】



つめはこまめに
切りましょう(週1回位)



前髪は目に
入らないように

3. 登園前の健康チェック

☆お子さんの様子が普段と違うときは口頭で職員にお伝えください

- 熱はありませんか？
- 顔色はいいですか？
- 食欲はありますか？
- お腹は痛がっていませんか？
- 下痢や嘔吐をしていませんか？



機嫌はいいですか？

目やには出ていませんか？

咳・鼻水は出ていませんか？

発疹はありませんか？



☆登園前 37.5℃以上の発熱がある場合は、原則として登園できません。

こんな時は病院を受診してから登園してください

発熱、下痢、嘔吐、発疹、目ヤニがある時(その他感染症が疑われるとき)は感染性のもではないか、保育園に登園してもよいか、医師に確認をしてから登園してください。

★発熱時は熱が下がって丸一日たってからの登園が良いですね。

(解熱剤を使用した場合は最後に使用した日時も併せてお知らせください。)

★どんな病気やけがでも、病院を受診する際は保育園に通っていることを伝え、保育園に登園してもよいか

※保育園では、原則として薬をお預かりしていません。

病院で薬を処方してもらうときは、保育園に通っていることを伝え、「1日2回」の処方のできるか、もしくは「朝・降園し帰宅してから・夜寝る前」の3回で可能か聞くと良いでしょう。

4. 感染症について

感染症にかかった時は、速やかに保育園にお知らせください。本人の回復のためにも、ほかのお子さんへの感染を防ぐためにも、医師の許可が出てから登園してください。医師の登園許可証や保護者の感染症届出書が必要な疾患があります。(「子育てのてびき」参照)

「園のしおり」の最後に登園許可証、感染症届出書がつづってあります。また、練馬区ホームページからもダウンロードできます。

※園内の感染症の流行状況は玄関入口の「保健関係掲示板」をご覧ください。

5. 急病でお迎えをお願いするとき ※いつもと連絡先が違う時は、必ずお知らせください。

発熱や嘔吐下痢症状がみられたり、感染症が疑われる場合、その他病院受診が必要と思われるときに、お迎えをお願いすることがあります。

また、本人の様子によっては(食欲がない、ぐったりしている、機嫌が悪い、風邪症状がひどい、腹痛など)、ご連絡することがあります。

☆いざというときの対応策を☆

お子さんの急な病気の時に対応できるよう、緊急時に頼れる人をつくっておくことや、病後児保育室へ登録などの準備をしておくとい良いでしょう。

6. 予防接種について

生後6か月頃にはお母さんからの免疫が減って病気にかかりやすくなるといわれています。子どもは、かぜ等の病気に何度もかかりながら、抵抗力をつけて体が丈夫になっていきます。しかし、予防接種で防げる病気は、ワクチン接種をして防いでいきたいものです。

⇒体調の良い時をみて、かかりつけ医と相談しながら予防接種を受けましょう！



予防接種はできるだけ保育園の帰りや、お休みの日に受けるようにご協力お願いいたします。

お仕事の都合などで予防接種後に登園する場合は事前にお申し出下さい。予防接種後、30分間はお子さんに変化がないか確認してから登園してください。

☆予防接種を受けた時は、保育園にもお知らせください。

7. 保育園でのけがについて

小さな傷は園で手当します。以前は傷は消毒し、乾燥させてかさぶたをつくっていました。今は消毒は健康な組織まで壊してしまうため、傷を軟膏などで保湿(モイストヒーリングといいます)して、自然治癒力で治すことのほうが、傷跡がきれいになるといわれています。

《保育園での手当》

砂等を取り除く



① 傷口を洗う



② 水分を拭き、出血時は圧迫止血する



③ ワセリン等で保湿する



④ ガーゼや絆創膏で覆う

保育園で使用する薬:ワセリン、ムヒ、レスタミンなど

※気になる方はご相談下さい

☆病院受診が必要と判断したけがについては、保護者の方に連絡の上、受診します。

【日本スポーツ振興センターの加入について】 (「子育てのてびき」参照)

・練馬区立保育園に入園と同時に全員が加入になります。(掛け金は区が負担)

・保育園の管理下における園児のけが等について、治療費総額が5000円以上の場合、適用されます。

8. その他

感染症予防のために

・登園前は大人も子どもも、検温をして体調の確認をお願いします。

・保育園に入る前は、玄関横の水道で手洗いをお願いします。

・同居のご家族の方で、発熱・風邪症状などがある時は、医師に園児の登園の可否を確認してからの登園をお願いします。

気管支拡張剤(ホクナリンテープなど)を貼って登園するとき

→テープは薬です。小さなお子さんが誤って口にしないように、洋服で隠れる位置に貼り、必ず職員へお知らせください。はがれた場合貼り直しはできません。

4/10
石神井
みみ子

テープ……貼った日と名前を記入

ICT……貼ってある場所を記入

虫よけ対策について



保育園では、午後外に出るときに虫よけスプレーを使用します。

→虫よけ剤等は、おうちからつけてきて下さい。気になる方は薄手の長袖・長ズボンをご用意ください。

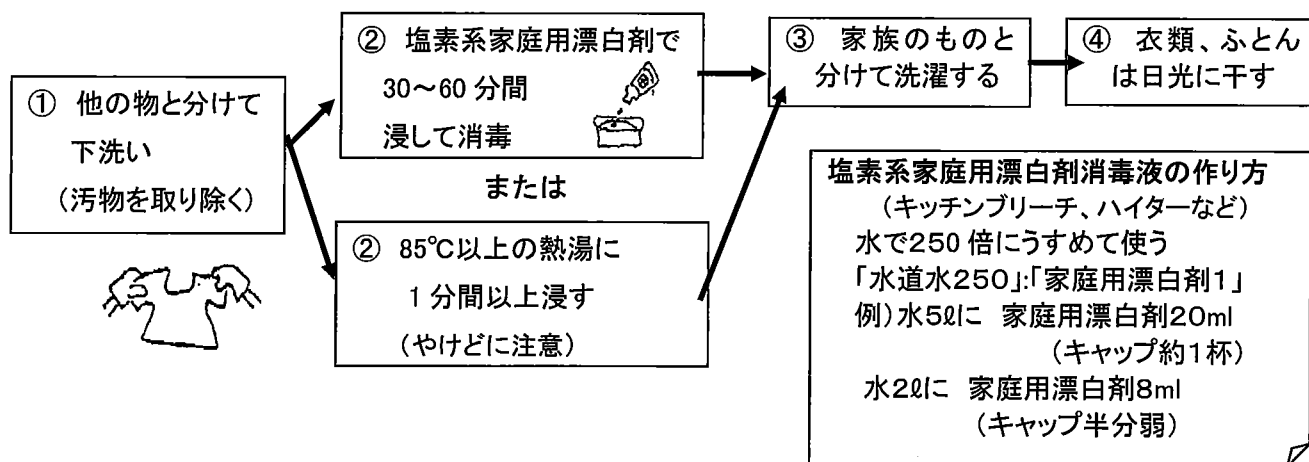
※虫よけシール、リングなどは誤飲などの事故予防のため使用しないで下さい。

園で嘔吐・下痢をしたときのお願い

嘔吐や下痢で汚れてしまった衣服等は、感染防止のため申し訳ありませんが、そのままビニール袋に入れてお返します。下洗いをしていませんので、ご家庭での消毒・洗濯をお願いします。

(園で洗うことで感染が広がることを防ぐためです)ご理解とご協力をお願いいたします。

汚れてしまった衣類やシーツの消毒の方法



《嘱託医》

園医	小西 佐知子	上石神井サン・クリニック 上石神井 3-6-34 5910-3888	休診日: 日・祝(小児科: 水曜休診)
歯科園医	大野 剛	おおの歯科医院 下石神井 4-5-20 1F 3996-1118	休診日: 水・日・祝

《病児・病後児保育施設について》

保育所などに通うお子さんを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育を行う施設です。

※ 利用を希望される方は、各施設ごとに事前の登録が必要です。登録の方法は各施設により異なります。

登録方法、利用方法は各施設に直接ご確認ください。

※ 別途、食事代等の負担がある場合がありますので、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

保育園の給食

【練馬区保育園の食事目標】

お魚大好き
野菜をよく食べる
ご飯もよく食べる

保育園の給食は、左記の食事目標をもとに和食の文化を大切にしながら、バランスのとれた食事を目指しています。給食に旬の食材を使用し、季節感を味わってもらえるよう、献立を立てています。また、行事食も工夫をして取り組んでいます。

【下石神井第三保育園の食育目標】

『食べる意欲のある子ども』→十分に活動し、空腹を知ることで美味しく食事ができるように食育に取り組んでいます。保育園の食育目標をもとに、日々の食事に興味を持てるよう伝承行事・お楽しみ給食・季節の野菜の皮剥き、すじ取りの調理保育などを通して食育をおこなっています。

【行事食】 ・5月 …子どもの日祝い会 ・1月 …七草粥
 ・7月 …七夕 ・2月 …節分
 ・12月 …年末お楽しみ会 ・3月 …ひなまつり、卒園祝い膳
・行事食以外に、毎月1回お楽しみ給食を行っています。



【その他の食育活動】 ※子どもに向けての食育指導は随時おこなっています。

【季節の野菜の紹介】

・その日の献立の中に使用されている季節の食材を、実物を見せながら、その中に含まれている栄養・調理方法・栽培方法などについて話しています。

(食材例)4月の献立から…グリーンアスパラガス、たけのこ

【野菜の皮剥き・すじ取り】

・とうもろこしやそら豆の皮剥き、さやえんどうやさやいんげんのすじ取りのお手伝い活動を通して、いろいろな食材に触れています。

【栽培物の調理】

・クラスで育てた野菜を調理室で調理し、給食で提供しています。

【月見団子作り】

・中秋の名月に団子作りを通してお月見の話をしています。

(その他の伝承行事についても行事食を通して知らせています)

【箸の使い方】

・箸の正しい持ち方を知らせています。

【食事のマナー】

・食前食後の挨拶、姿勢、口に食べ物が入っているときのマナーについて話しています。



【安心・安全な給食】

乳幼児期の成長期の子どもたちにとって食事はとても大切なものです。保育園では、安心・安全を心がけ、毎日の給食調理をおこなっています。手作りを基本とし、化学調味料は一切使用していません。

例えば … 味噌汁 → 煮干しで出汁を取ります。

スープ、すまし汁 → 昆布と削り節で出汁を取ります。

カレー、シチュー → 米粉と水と油でとろみをつけています。

コロッケ、シュウマイ → 1つ1つ手作りしています。

肉まんじゅう、蒸しパン、スイートポテトなども手作りしています。

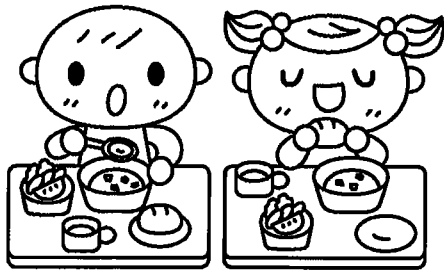
パン → パンに挟むジャム、あんこ、その他の具も手作りしています。

- ・加熱する料理は、十分に加熱できたことを中心温度計で温度を確認してから提供しています。
- ・食品に不必要な添加物を使用した食品は使っていません。
- ・野菜や果物は、繰り返し丁寧に洗っています。
- ・給食食材の納入については、市場に流通し、産地表記が明確な安全なものを使用しています。

【一人一人を大切に給食】

- ・0歳クラスには、個々の成長と月齢に合った離乳食を提供しています。
- ・食物アレルギーがある場合には、医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づきアレルギー原因食品を「一律除去」とする対応をしています。

【栄養バランスのとれた給食】



副 菜

野菜類

副 菜

主 菜

魚・肉・豆類など

主 食

ご飯・麺・パンなど

汁 物

野菜たっぷり

【献立について】

- * 献立は、サイクルメニューになっています。
- サイクルメニューとは、1ヶ月の献立が2週間ごとに繰り返されるものです。
- * 毎月の献立表を前月末に配付します。
- * 事務所前のフォトフレームにて、日々の乳幼児献立と0歳児離乳食の画像を表示していますので参考にして下さい。当日の給食を翌日の登園時まで表示していますのでご覧ください。
- * 栄養だよりを毎月配信します。お知らせしたい旬の話題や給食のメニューなどを紹介しています。

【お願い】

- * 乳幼児期の子どもの成長にとって、一食一食の食事はとても大切です。特に朝食は、一日の始まりのエネルギー源です。保育園で元気に過ごせるように、朝食を食べてから登園しましょう。

練馬区立保育園における個人情報保護について

1 個人情報保護法とは

国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2 練馬区個人情報保護条例とは

練馬区が個人情報を取り扱う場合の基本的な事項について定められています。

基本的な事項とは、個人情報の収集や管理、利用に係わることや、開示等請求制度、罰則規定などです。

3 個人情報とは

氏名・生年月日・住所などにより、個人を識別できるものを指します。これには、他の情報と容易に照合することができ、そのことにより個人を識別できる情報も含まれます。

4 個人情報の収集について

個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行います。

原則として、本人から直接収集します。

5 個人情報の管理について

個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、漏えいがないよう適切な措置をとります。個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去します。

6 個人情報の目的外利用・外部提供

個人情報の目的外利用は、区の内部組織内であったとしても原則禁止されています。

また、本人以外の第三者への外部提供も原則禁止されています。

7 自己情報の開示および訂正等の請求

練馬区で管理している個人に関する公文書は、本人であれば開示請求をす

ることができます。

開示の他に訂正や削除、目的外利用・外部提供の中止を求めることもできます。

また、親権のある保護者についても、法定代理人として、本人に代わって同様の請求をすることができます

訂正は、事実には誤りがある場合に求めることができます。なお、「事実」とは、住所や氏名など客観的に判断ができる事項を指し、評価や意見といった作成者の主観的判断に関するものは含みません。

8 保護者の皆様へのお願い

(1) ビデオ、写真、その他個人情報の園内での掲示について

保育園では、撮影した写真を園から保護者にお伝えするトピックスやクラスだより等に掲載します。また、撮影したビデオを保護者会等で上映します。

そのため、保護者の方に説明した上で同意書をいただきます。

これらの個人情報を外部に提供する場合には、その都度お知らせし、確認を取ります。

(2) ビデオや写真などのインターネットへの投稿について

保育園行事等の際に個人で撮影したビデオや写真等を外部に提供することや、インターネット（ブログ、動画サイト、SNSなど）へ投稿することはご遠慮ください。

やむを得ず第三者の特定が可能な映像や画像を利用する際は、必ず当該本人に事情を説明し承諾を得るようにしてください。

(3) 保育所児童保育要録について

保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 117 号）により、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育所から就学先の小学校へ送付することが義務付けられています。

この要録は、子どもたちの成長の記録を小学校につなげ、連続性を持った指導を行うために作成するものです。記載内容は、お子さまの氏名や生年月日、在園期間、お子さまの育ちや養護、教育に関わることなどであり、保育園から卒園時に小学校へ送付します。

練馬区立下石神井第三保育園 個人情報の利用目的について

練馬区立下石神井第三保育園で取り扱う個人情報は、以下の目的のために利用します。
目的外の利用や第三者への情報提供はいたしません。

下記の項目に児童や保護者の方の情報を記載させていただきます。

項目	利用目的
通園家庭状況調査票	保護者の方の勤務状況や緊急連絡先を把握するために利用します。
緊急時園児引き渡し票	災害時にお子様を引き渡す方を把握するために利用します。
児童票	お子様の成育状況などを把握するために利用します。 (身長・体重・頭位・胸囲の発達・健康状態・予防接種状況・健康診断結果等) なお、お子様の生年月日、身長、体重の記録については、給食における個人の栄養管理と区の栄養目標量を決定するためにも利用します。
園だより クラスだより	園だよりやクラスだよりには、誕生児やお子様の様子をお知らせするためにお子様のお名前を掲載することがあります。
連絡帳	お子様のご家庭での様子や保護者の方からの連絡事項を把握し、園での様子や園からの連絡事項を保護者の方にお知らせするために利用します。
写真・動画	トピックス情報の掲示や、保護者会での上映、写真の販売、ICTによる送信など、保育園の様子を保護者の方にお伝えするために撮影します。 テレビや新聞等の報道機関に情報提供する際には個別に確認させていただきます。
卒園文集	5歳児クラスでは、卒園時に記念の文集を作成し、保護者の方へ配付しています。お子様の氏名やプロフィール、写真、思い出の記録等を掲載します。
保育業務 ICTシステムの利用 に関して	登降園や出欠席の把握と管理を行い、保育園や家庭でのお子様の様子や、園や区からのおたよりなど必要な情報を、保護者と園が専用サイトで送受信し、共有するために利用します。 また、お子様の健康状態や成育状況などを記録することで、保護者と保育園で情報共有し、園児の健康管理を行うために利用します。

延長保育スポット利用について

対 象	延長保育利用開始月の初日までに1歳の誕生日を迎えている在園児童のうち、保護者の勤務時間・通勤時間等により延長保育の時間帯に保育を必要とする児童。		
延長保育時間	朝 7時00分～7時30分	夕① 18時30分～19時30分	夕② 18時30分～20時30分
定 員	2枠(年齢枠なし)	夕①と夕②をあわせて5枠(年齢枠なし)	
延長保育スポット利用料金(1回)	200円	400円(補食代を含む)	800円(夕食代を含む)
	1か月の利用回数が10回を超えても1か月の上限額は2,000円	1か月の利用回数が10回を超えても1か月の上限額は4,000円	1か月の利用回数が10回を超えても1か月の上限額は8,000円
生活保護受給世帯(保育料表A階層)、住民税非課税世帯(保育料表B階層)は免除。			
料金支払い方法	口座振替または納付書 (延長保育スポット利用料の納付書はコンビニエンスストアのみでのお支払いとなります。)延長保育スポット利用料の納入通知書は利用月の翌月20日頃に送付し、納付期限は月末です。 ※通常保育料と延長スポット保育料の徴収月は異なります。 (例)口座振替の場合 ⇒1月末の引き落としは1月分の通常保育料と12月利用分の延長スポット保育料		
申込先	保育園へ直接申込み(先着順)。		
受付期間	【平日利用】利用希望日の1週間前(祝日の場合はその前日)から前日17時00分まで(2日前までは18:30まで)。 【土曜日利用】利用希望日の前週の金曜日(祝日の場合はその前日)から2日前の17時00分まで(3日前までは18:30まで)。	【平日利用】利用希望日の1週間前(祝日の場合はその前日)から当日18:30まで。 【土曜日利用】利用希望日の前週の金曜日(祝日の場合はその前日)から前日の18:30まで。	【平日利用】利用希望日の1週間前(祝日の場合はその前日)から前日正午まで(2日前までは18:30まで)。 【土曜日利用】利用希望日の前週の金曜日(祝日の場合はその前日)から2日前の正午まで(3日前までは18:30まで)。
	※ 土日・祝日の受付は行いません。		
変更またはキャンセル	変更またはキャンセルの受付期間は、申込締切日時と同じです。指定の締切日・時間までに変更の連絡があった場合は、変更後の時間帯の料金となります。キャンセルの場合は利用料はかかりません。 保育園では、保育体制や夕食の食材発注を申込数に応じて行っています。事前に変更またはキャンセルの連絡がない場合は、申込んだ時間帯の利用料金がかかります。		
その他	(1) 障害児保育対象児は夕①(18時30分～19時30分)をご利用いただけます。定員は各日1名(先着順)です。 (2) 夕①(18:30～19:30)の継続利用者は、19:30～20:30の延長スポットを申込みことができます。申込受付期間は、夕②スポットと同様です。この場合は、スポット5枠とは別にご利用いただけます。食事は、補食ではなく、夕食の提供となります。なお、利用料金は1回400円(月に10回以上使っても上限4,000円)です。 (3) 延長保育のお申込みがなくても、お子様の保育が延長保育の時間帯にかかる(18時30分を過ぎた)場合は、利用料金がかかります。 (4) 交通機関の遅れによりやむを得ずお迎えが遅れた場合、交通機関の遅延証明書等がある場合に限り、延長スポット保育料を免除します。 (5) 納付期限を過ぎて延長保育料の支払いが確認できない場合は、以後の利用を制限します。 (6) 延長保育料は無償化の対象ではありません。		

(問合せ先) 保育園または保育課保育認定係 電話 03-5984-1479

ご意見・ご要望について

※保育園の保育内容や運営等についてのご意見・ご要望がありましたら、お気軽に声をかけてください。

※保育園では、事務所、各クラス、全職員がご意見・ご要望を常時受け付けております。

※ご意見箱も設置しておりますので、ご利用ください。

苦情解決責任者	園長	菊地 志江
苦情受付担当者	副園長	藤田 佐織

保護者の方から頂いたご意見やご要望をもとに、よりよい保育園づくりに努めてまいります。

※練馬区では安心して保育サービスを利用いただくために、『保健福祉サービス苦情調整委員制度』が設けられています。

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 事務局

場所 練馬区役所西庁舎 3階

電話 03 (3993) 1344

Eメール chousei@smile.ocn.ne.jp

受付時間 平日 8時30分～17時15分

(年末年始・祝日除く)

※ご意見・ご要望を中立、公平な立場で受け付ける窓口として、第三者委員を設置しています。

第三者委員

主任児童委員 阿部 綾子 連絡先 080-1254-5156

村上 ちほ 連絡先 080-9572-9063

受付時間について

月～金 10時～17時(年末年始・祝日を除く)

個人への連絡となるため、不在等の事情により電話が通じないことがあることをご了承ください。

次頁に、こんにちは主任児童委員(抜粋)を掲載しています。



主任児童委員って、何をするの？

子どもについて気になること・子育ての悩みなど、どうぞご相談下さい。

.....

厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員の中で、児童福祉に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。

児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどパイプ役としての役割もっています。

小さなことでも遠慮なくお話を聞かせてください

悩みがあっても、どこに聞いたらいいか、わからない.....
そのような時には、主任児童委員に声をかけ、お話を聞かせてください。

どのような福祉制度や子育て支援サービスがあるか紹介したり、必要に応じて専門機関におつなぎできるようアドバイスいたします。

プライバシーを守ります

安心してご相談ください

主任児童委員には守秘義務があります。個人情報の保護に配慮した支援活動を行います。

～「こんにちは主任児童委員です」(平成26年度版)より～

【主任児童委員に関する問い合わせは】

練馬区福祉部経営課 地域福祉係 (Tel.03-5984-2716) までお尋ねください。

案内図

【園医】【歯科園医】

【災害避難場所】

第一災害避難場所
 練馬区立 下石神井第三保育園
 練馬区下石神井 6-8-15
 03-3904-3061

第二災害避難場所
 練馬区立 下石神井小学校
 練馬区下石神井 2-20-18

【歯科園医】
 おおの歯科
 練馬区下石神井 4-5-20
 クロスポイント千川106
 03-3996-1118

第三災害避難場所
 練馬区立 石神井小学校
 練馬区石神井台 1-1-25

【園医】
 上石神井サン・クリニック
 練馬区上石神井 3-6-34
 03-5910-3888

